

阿蘭陀國條約並稅則

全

720
6981
4



720
6981
4

阿蒙陀國條約并稅則

阿榮院國王と帝國大日本大君と互にの懇親
且高貴の因みと廣くせん事と欲して阿榮院
國王の事と阿榮院コミサリーストールヤン
ヘンデリツキドンクルキユルシユス小令一日本大君の永升
玄蕃改忌部駿河守岩淵肥後守小令一双方委
任の書と照應して下交の條と合議決定



阿榮院國王の御親

第一條

阿榮陀國王ハ江戸ニ居留スルデプロマチーキアゲントトシテ
任シ又ハ約書ニ載ル阿榮陀貿易ノ為ニ異キタル
日本ノ各港ノ内ニ居留スルコシユル又ハコシユライルアゲ
ント等ト任シテモ日本ニ居留スルデプロマチーキ
アゲント并ニコシユルゼ子ラールハ職務ヲ行ハザル
日本ノ部内ト旅行スルニ免許ヲ得ル

日本政府ハ阿榮陀都府ニ居留スル政事ニ於テ没入
ト任シ又阿榮陀王ノ各港ノ内ニ居留スル諸取締
ノ没入及ビ貿易トモ並ニ没入ト任シテモ
政事ニ於テ没入及ビ取締スル取締乃没入ハ阿榮陀
國ニ到着の日より其王ノ部内ト旅行スル

第二條

長崎及ビ箱館ノ港ノ外次ニ載スル場取ト左ノ

新津より築く

新赤川 年五月より九月の後より 西洋起元千八百五十九年七月十五日

兵庫 因り九月十日の月の後より 千八百六十三年一月一日

以外を海蔵ふとく今より九月十八日 千八百六十年一月一日

の後より一港と築く一も場取の港以て

に達する

新赤川港と築く後六月より下田港に設け

け築條の周に栽く各比の阿蒙院人小居留と併に

了居留の者一箇の地と譲と出しを借り又を不

建おられ是と築くは始り且住宅倉庫を建

る事と併に

害の場取と取建する事一築して成さる

くせん為ふと建おと新築改造修補する事

何れ時より日本没入是と見分す事尚餘

阿蒙院人達物の爲に語り終る一筆の場不毎に港の
 定則ハ各港の没人と阿蒙院コンシユルと議定せしむ若
 議定しつゝ現財をもち事件と阿蒙院ヲプロマチーキ
 アゲントと日本政府に示しつゝ受と直せしむしを
 居留場の周圍小門牆と設けすお入自在にせしむし
 阿蒙院人日本語或ハ日本洲藝と學び交をせしむし

阿蒙院言友の形も依り日本在り不より人柄と撰ひ
 笑とたゞ港不控と傳授せしむしつゝ始なり江戸
 居留の阿蒙院没人は等の中何れ其言官中とのと
 日本政府よりも人を撰ひしつゝ學としむし

江戸 年六月より九月十二月の後より 千八百六十二年 一月一日

大坂 同日九月十月の後より 千八百六十二年 一月一日

右二ヶ所を阿蒙院人只高賣と爲しるよのみ返す

るも既に一ヶ月前の町を去りて阿蘭陀人達を懐き
ゆく借とて我お高なる一區の場を并に散らすに死
體程の並く阿蘭陀のデプロマチーキアゲントと日本役人
とを談判せしむ

双方の出入おと賣買するもの総て障なくを掛
りておとくを日本役人は是れを合する諸日本人
阿蘭陀人より治るる事を賣買し或る不持する事

るかに妨なくは並條の條約の趣托けし期限以前
日本國內へ觸れず

軍用の器物は日本没取の外へ賣買ししを介する
互の取引は各様々の事なり

日本の并み日本のもて日本逗留の阿蘭陀人茶
船と茶船たる者及び日本旅客食料の爲の用意
は其れも積るるに輪おするもの事なり

日本産するもの銅解分所は日本没取して所
公けの入れを以て神奈川并に長崎に於て押ひ
渡すべし
在る所の蒙院人日本の賤民を雇ひ且諸用も不充る
事と許すべし

第三條

総て内地へ輸入輸出の品は別冊の通日本没取し
運上を納むべし

日本の運上取しとるもの運上を好むりと察す
所を運上没取り相當の價と付するもの拍賣事
と後とすべし其の主なものは否む所運上取し付する
價も従て運上を納む所取れしもの價も以て
運上取し

所産の輸入を嚴禁し若し蒙院高船之行はしむ

持渡らばもる量の不足を日本没入是と必上る
輸入の爲に定例の運上納海の上を日本人より玉中
輸送するも別小運上を取立る事なり
租税の高と減する所を商業院人も同極ふせ
る

第百條

外國の諸貨幣を日本貨幣同種類と同量とす

通用す
金銀銅鐵と量目と
比較せしむる

双方の國人互に取扱の代料を掛ふに日本と外は貨幣
幣を用いる事妨ち

日本と外はの他貨幣に換ふるれを各港の後凡一と年
此等各港の没より日本他貨幣と以て商業院人
引替渡す
銅鐵と除く 輸出する
事と引替に外はの金銀を貨幣と換ふる事

日本兵港の場不おしく阿蒙院人控寄の規定左
の如し

神志川 六々川筋と限りきしを比ハ各方凡十里

箱館 各方凡十里

兵庫

系船と距り半十里の比ハ阿蒙院人立合る各方凡方南
と除き各方凡十里且各序不来る船の各組人各々
横名川より海濱迄の川筋と幾しうか

船くも里数ハ各港の在り不又ハ所用不あり

陸路の程度ナリ

長崎も所の周圍に於て所料不取里とす

寺社茶店休息所の外着場諸設不并に門向る不に
判るしうし

阿蒙院人重立たる悪事ありしを裁断と交又ハ不
分持しうし再び裁許不交せしめし者ハ居留の
場不より一里外に出るしうし以て者等ハ日本軍形
不より困地退去の事とす此在留の阿蒙院コニシ

元に違す

其者も諸引合を以て并にコンシエルに依りて
退去の期限を以てハコンシエルより中立に依り
て之を以て其期限を以て一十年を以て之

第七條

日本に在る阿榮院人自其其の宗法を以て
礼拝堂を居留場の内に造りて障りなく其に

建物を破壊し阿榮院人宗法を自其其の妨
る事なく阿榮院人日本人の堂宇を毀傷する
事なく又其其の日本神佛の礼拝を妨げ
神佛像を毀る事なく

第八條

双方の人民互に宗法に對し其の権利を以て
阿榮院コンシエルの下に依りて之を以て裁許

の場より近き者を見捕又ハコンシユ捕ハ魚
罪人と獄不繫く事付ク一且陸地并に船中に
ある阿蒙院人不法を戒め規則を遵守せしむる
ためにコンシユ中なる者物刀を一石等の諸入
費并に刑後く日本の獄不繫くたる者の雜費
を都く阿蒙院コンシユより償ふ一

第九條

此條約不添々高法の別冊ハ本書同扱双方の臣
民互小遵守す一

外西人民に免許ある廉を悉く阿蒙院人より取不
差許す一此書面不裁する事ハ其場不々一乃
規定に循ふ一

安政二年乙卯十二月廿三日

千八百五十六年
一月二十日

長崎小館

取扱ある條約の内存す一を存一同日午丁巳

八月廿九日 千八百五十七年十月十六日 之附録より之取留せし

約書之此條約中に悉くせしに依りて廢止し

日本貴官又ハ委任の役人日本に來りて阿榮院の
デプロマチーキアгентと此條約の規則并に別冊の
條と全使せしむるためハ要する或る文の規則
を談判と遂くし

第十條

今より凡百六十九ヶ月の後 即千八百七十二年七月十四日 双方政府

の存意と以て互に乃内より一々年毎に通達し

此條約并に長崎條約の肉存し並に並條及此

書に添へる別冊よりに双方委任の役人其後乃

上談判と以て補ひ或を改るるを以て

第十一條

右條約の趣ハ其來年六月廿日 即千八百五十九年七月十四日 より

此紙より一紙日限或を以て前よりも於合
此本書と長崎に於て取留まるとして若し條條
子細有るは期限中本書に於て一紙
條約の趣は此紙より此紙より一紙
本條約を阿蒙院より一紙阿蒙院國王自ら名を記
ししセケレターリスフレスタートより自ら名を記し
阿蒙院國の印を給しし紙より一紙日本より一紙

大君の御名と契印と署しし友の者名を記し
印を調しし紙より一紙

斯乃如く安政六年戊午七月十日 西千八百五十八年
八月十八日

江戸府に於て談判治定せり此紙授けし
前に記しし友の者名を記し調印す
るは此紙

永井玄蕃改免押

是部駿河守同

岩瀬肥後守同

税則

終日

日本開きたる港に於て阿蒙院高氏貿易の

章程

第一則

日本各港の場所へ阿蒙院高船入津次身二十に付中

阿蒙院の十八付
但目賤目と違に船可又ハ改定たる者あり日本役也

阿蒙院ヨシシテの信及の書身と差おき

以請取書ハ阿蒙院の控通徳たる船目録を以

の書類と所業院コンシユルに記したる諸書なり
同付に者もその船の名出書と出さす

是を入津の船の名を船の仕部一場の港の名
噸數船司或は取立たるものゝ名業来る
該人の名（船組の者たる
付る惣令）一船乃至船組人数と徳々々
その外々々々書面を通お違なるものと船
司或は取立たるもの契書一院扱々々々

為人の名前と徳入たるものなり

又同付に其船の惣積荷の書書と没取不致く
見ハ其荷物の簿牒并に書付且其入目斤數等
と送状に徳一通に写し荷物引渡先の人々乃
名と記せしものなり

船中用意のお物の目録も若書一加ふ

但船中用意のおり書面の通お違あるを船司

又と改定たるもの真書——を原書と記す

此告書の文面相違の原日本十府 阿蒙院の二十府
但日曜日を除く 中に

心附き改定に於てハ色料の沙汰不及を以て若くは

限後より書改を又ハ告書に書入せしむに於てハ

三十八ギユルデレ二十五セレトの色料と日本没取納む

魚——

横倉惣目録告書の中に載るる品と陸揚せしむ

於てハ色料二重の運上と日本没取納む

船司或は改定たる者入港の色料納付前書の期限

小後より付ハ一日毎々毎に日本没取納む百ギユルデ

レの色料と納む

第二則

日本政府より本港内入港の船 軍艦と 小運上改定

の没取納む事 尚然たる

乗組の者をして及人小對し不敬をく丁寧にな
扱ひ船中取交お尚の用便をすし
船中日本没取より許しをくし
ら

為揚船出入に為おは為並戸にりはも教
中日本没人控を卸し或を印封し
取締

又、控印封を破り取扱をい出さるるの者もを犯
せし人毎に百五十ギルデシの罰料を日本没取
より

日本没取相商の差出書を出さるるを為卸扱し
或、其書と係れり取扱の筆條に定りし通
に押日本没取より上り

為扱の申後其目録を載せしと取扱し
取扱

納と減せんとは紐くく者ハ其ノ不と日本没取ノ取上
一

日本の密かゝる港より密賣買とやうな勿論を以
紐ある所蒙院船を其不と日本没取ノ取上の上犯
せり毎小二十五百六十ギルデンの区料を納む一
候後の高入津の船ハ運上やうく積荷と陸揚一
日本没取一取一と云一とも是補院事子以番

人等の諸入用ハ相商の儀と出さ一若き其相の
肉と賣掛ふ時とそ其物丈を規定の通日本没取
運上と納む一

積荷と同港内その他船へ移す時ハ日本没取人等の上
事情明白におかき免状と受る上ハ定の運上や一
所庁の輸入を嚴禁より然るに密高一又其事と
議ら其等所庁一行毎小二十八ギルデン二十五セント乃

色料と日本没不一納む一を組合の人数の多少に
拘らば以法云くま一

第三則

品物と送る品を又を引文先の者より入練の品物
と陸揚せんしする者をも積荷の品出書と日本
没不に出さるる

は書面品名を又は引文人の名前積送たる

船の名品物の簿牒書面を積荷の斤数石を

毎品の代料と總りをも並伝の品名と書面の

末に認む一

船くは品出書面は積荷又ハ引文人認る積荷を

積と申する書面を日本没不の總定にあらはるる

品一品物をも積送る品名と記す一

船の如く積荷目録品出書の書数日本没不品名

出右書月引合を換用言品等取調漸近、亦お
とも日本没取の形りたる一

日本没入右の通差おとる、亦物の内或、熱作と定
式の通改むし、若運上没取に引上改る事ある
付と輸入人の失費と掛き、故支取物の換せらる
振や、改漸のこを素の如く取始末と一を
取調方格外付目と費さる一

若自或、輸入人移し、諸物の取改漸没取より引渡
さるる、亦輸入の途中 日本没取の形りたる 破壊換傷の
取、亦引く、亦商人より、運上没取小、立
取、亦取、亦職業、亦廉潔、亦此、亦人、亦出合
取組改、亦せ、亦病、亦毎に換、亦と、亦歩、亦刻、亦記、
亦諸、亦牒、亦番、亦教、亦もに、亦説、亦書、亦に、亦認、亦也、亦一、亦を、亦日、亦本、亦没、亦入
亦合、亦少、亦く、亦取、亦組、亦人、亦名、亦と、亦記、亦と、亦一、亦以、亦説、亦札、亦兼、亦く

持参の差書書添越るの内より落書き一を
條約等之條の取扱の通運上没不より取扱ふ
事故障り之り

諸運上納海の後運上没不より陸揚若うらさるる
免許状と没不より取扱方と運上没不とも
船中よりともそ者の形に没不より
輸出に格りくくる所お船に輸送する所
不

運上没不船名おの簿牒書身入高斤数量同姓
合毎に代料と記せる差出書と出書面の通御
備中身由と輸出人名控とてそ名おを認
む一
運上没不へ差出以お船中へ接迎たる所お毎に運
上没不へ差出海のこ竊ふ所後の内へ入れたる
別の品と改のこ日本没不へ差上

船中尚用の糸又は糸組操者の尚用衣類等と
運上没入者おさるる一

等一則

出港と散と船と船と日本十二府 阿蒙院の 前に

運上没入中し一は船中にて右と散と一

せらるる船取扱ふ勿論なる中一右と散と出る

事あり日本没入より船司又を改定たるもの

并に其船中の取引人等も其船中渡り阿蒙院に
シレエルにテ違す一

阿蒙院中の軍艦ハ入港出港運上船の在敷に及ぶ

運上没入并に番兵も其構ふ事ナシ一 船と倉

料等用事の為入港の線漢船或ハ雜船ハ其構ふ

の者事と出さるるも若し其構ふを賣掛

んる船と付と等一則の通定式輸入の在敷

とつて

税別并に條約書中に船と定めたるものハシキツポル
クブリツキ。スクー子ル。蒸氣船等と雖も不ナリ

第五則

日本運上没取の規則に違ひたる船隻出横河
目録と出并に證書に船名と記せし者ハ其船
毎に二百十八ギエルデレ七十五セントの区料を日本没

取納む

第六則

水税ハ日本軍港の場所以於て所業既高船より
取立しものも左の規定の如き地々の運上
没取納む

其船の入港を教ふる者 二十ギエルデン二十五セント

其船の出港を教ふる者 十七ギエルデレ八十五セント

・支那の免状

ニギユルデン八十二セント

その他の免状

ニギユルデン八十二セント

第七別

想く日本寄港の場合に陸揚する品物

運上目録に記し、比の日本没取り運上と納

じ

第一類

貨幣小造り〜金銀貨に造り〜金銀

為用の衣服

家族等に高貴の爲にせらる書籍

何れも日本居留の爲来る者の所持の品

に記す

互に没入自用の飲食家族等に書籍

以て記す〜賣掛し付と定の運上と納

右の品々を運上り

舟二類

凡く船の運上具修護式を船装の舟に

用いる品々を船具の類

監査會社の諸般

パン餅に包むの粉

生くるる多敷

石炭

家と運上具の枚本并紐蒸氣の巻機トを

証揚生結

右の品々を運上と納む

舟二類

舟二類 舟の修護式ハ種々ノ製法トシテ造り

一切の酒類

右々之割五分の運上と納む

等口類

凡そ前條に奉る所ハ何れも亦以て式割

の運上と納む

金銀貨幣并に棹銅の外日本産の取扱

りしる輸出も亦以て五分の運上と納む

右、神奈川、兵庫港の後五年少むり日本没入より

後別改入港出港の税別を再議す

永井玄蕃次花押

長祿後河守目

岩淵肥後守目

了二切の御状

瑞雲野原の由

有る上列の各々を御覧の如く瑞雲野原の由

著に類 次年秋瑞雲野原

凡そ瑞雲野原の由を御覧の如く瑞雲野原の由

の如く瑞雲野原の由

瑞雲野原の由を御覧の如く瑞雲野原の由

瑞雲野原の由を御覧の如く瑞雲野原の由

七

